

課題解決人材・次世代産業創造人材育成業務 に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

| | |
|---|--|
| 1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期） | 〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇〇〇円。検査終了後に支払。） |
| 積算方法・算出根拠 ・単価契約での休日や年末年始等における割増単価・率 ・単価に端数がある場合の端数処理の方法 ・月額金額の場合、一月に満たない月の金額算出方法 | なし |
| 2 契約保証金（第3条関係） | 免除 |
| 3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。） | 契約締結日から令和8年3月31日 |
| 債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨 | なし |
| 4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係） | なし |
| 委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期 | なし |
| 5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項 | 第8条 |
| 6 別紙委託契約約款に付加する条項 | <p>第43条 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）については、乙に帰属する。</p> <p>2 乙は、甲に対し、成果物を、以下の各号の態様で利用することを許諾する。</p> <p>(1)印刷物における利用 (2)インターネットホームページ等における利用 (3)翻訳</p> <p>3 前項の許諾は、独占的なものとし、乙は、甲以外の第三者に対し、以下の各号の形態で成果物を利用することを許諾してはならない。</p> <p>(1)印刷物における複製、頒布</p> |

| | |
|---------------|---|
| | (2) インターネットホームページ等における掲載 (3) 翻訳した成果物の前2号における利用 |
| 7 担保期間 (第13条) | なし |

〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

契約担当者 経済観光局長 大畑 公平 印

※電子契約の場合は「印」は削除する。

乙

印

※電子契約の場合は「印」は削除する。